

第5章 証券取引法

1. 証券市場と有価証券

1.1 証券取引法上の有価証券

- 証券取引法上の有価証券には、国債証券、地方債証券、社債券、株券、新株引受権証券及び新株予約権証券、貸付信託の受益証券、CP、カバードワラント、海外CDなどがあります。
- 証券が発行されていなくても**有価証券**とみなされます。
- 小切手、**抵当証券**、**約束手形**は、**証券取引法上の有価証券には含めません**。



1.2 証券取引法の目的

① 証券取引法第1条

- この法律は、**国民経済の適切な運営及び投資者の保護**に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を**公正**ならしめ、且つ、有価証券の流通を**円滑**ならしめることを目的とする

2. 証券会社と証券業

2.1 証券会社

- 証券会社は、**金融庁長官の登録**を受け、**証券業を営む株式会社**のことです。
- 金融庁長官は、登録申請があった場合、登録拒否要件に該当しない限り登録しなければなりません。登録拒否要件は、最低資本金が5,000万円に満たない場合や、自己資本規制比率が120%を下回る会社などです。
- 証券会社は、**引受人となることはできますが、社債管理会社または担保付社債信託契約の受託会社になることはできません**。
- 業務の専門性や高度のリスク管理が必要となる「**有価証券店頭デリバティブ業務**」「**有価証券の元引受業務**」「**私設取引システム（PTS）運營業務**」は、**金融庁長官の許可**が必要です。
- 証券業の基本業務は、次のように分けられます。2つの市場がありますが、実際に取引所などがあるわけではなく、抽象的な市場です。



発行市場 (プライマリー・マーケット)	新規に発行される証券 が、発行者から直接あるいは仲介者を通じて、投資者に 一次取得 される市場
流通市場 (セカンダリー・マーケット)	一時取得された発行済の有価証券 が、 一次取得者から二次あるいは三次 の投資家へ転売されて流通する市場